

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等  
の一部改正について

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例

(熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 1 条中「(以下「最低基準」という。)」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 34 条の 16 第 1 項の規定により条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第 6 条第 2 項から第 5 項まで、第 16 条第 2 項第 4 号、第 45 条第 2 項及び附則第 2 条第 2 項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省令第3条第1項	その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者	熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条の熊本市社会福祉審議会
省令第6条第1項ただし書	離島	山間のへき地
省令第16条第1項第5号	提供するよう努めること	提供すること
省令第16条第2項第3号	離島	山間のへき地
省令第37条第5号	離島	山間のへき地
省令第40条ただし書	離島	山間のへき地
省令第43条第2号	又は	1人につき4.95平方メートル以上、
	1.65平方メートル	3.3平方メートル
省令第43条第3号	又は	1人につき4.95平方メートル以上、
省令第43条第5号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの（公園等を除く。）に限る

第4条から第21条までを削り、第22条を第4条とする。

第2章から第5章までを削る。

附則第2条から第5条までを削る。

附則第6条中「第44条」を「第3条第2項の規定により読み替えられた省令第43条」に改め、「同条第2号」の次に「及び第3号」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条を附則第2条とする。

附則第7条の前の見出し及び同条から附則第10条までを削る。

(熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第13条第1項の規定により条例で定める設備運営基準は、省令に定める基準（省令第7条第6項第1号及び第2号（省令附則第4条第1項の規定により読み替えられたこれらの規定を含む。）に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省令第2条	都道府県	市
	都道府県知事	市長
省令第3条第1項	都道府県知事	市長
	その管理に属する法第25条に規定する審議会 その他の合議制の機関	熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条の熊本市社会福祉審議会

省令第3条第2項	都道府県	市
省令第6条第5項	位置に設けることを原則とする	敷地内に設けなければならない
省令第13条第1項	第2項及び第4項	第2項及び第4項、第6条
省令附則第5条、第7条及び第8条	都道府県知事	市長

(乳児室又はほふく室の面積)

第4条 乳児室又はほふく室の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 4.95平方メートルに満1歳未満の園児数を乗じて得た面積
- (2) 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児数を乗じて得た面積

第5条から第13条までを削り、第14条を第5条とし、第15条を削る。

附則第2条及び第3条を削る。

附則第4条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「第7条第1項」を「省令第6条第1項」に改め、同項を同条とし、同条を附則第2条とする。

附則第5条の前の見出し及び同条から附則第8条までを削る。

(熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成30年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
  - ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園
  - イ 法第3条第3項に規定する連携施設であって同項の認定を受けたもの
- (2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

(認定要件)

第3条 次条から第16条まで及び附則第2条に定めるもののほか、法第3条第1

項及び第3項の規定により条例で定める要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める要件（告示第四の六、第五、第六及び附則第5項後段に規定する要件を除き、告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。

- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

告示第一の二	の満3歳以上の子ども	の満3歳以上の子ども (本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして相当と認められる数の子どもに限る。)
告示第三の二	であることが望ましいが、幼稚園の教育免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければ	(以下「両資格併有者」という。) でなければ
告示第三の三	二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない	学級担任について両資格併有者とすることができない場合は、二の規定にかかわらず、幼稚園の教員免許状を有する者を学級担任とすることができ

		る
告示第三の四	二の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない	教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者について両資格併有者とすることができない場合は、二の規定にかかわらず、保育士の資格を有する者を教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者とするができる
告示第三の五	能力を有しなければ	能力並びに児童福祉事業又は小学校就学前の教育に関する専門的な知識を有する者でなければ
告示第四の三	屋外遊戯場	屋外遊戯場（認定こども園の建物等と同一敷地内又は隣接する敷地内にあるものに限る。）
告示第四の七の5	提供するよう努めること	提供することができること
告示第四の九	乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。	乳児室又はほふく室の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 4.95平方メートルに満1歳未満の子ども数を乗じて得た面積 (2) 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未

		満の子どもの数を乗じて得た面積
告示第八の三	情報開示に努めなければ	開園日、施設の整備状況、子育て支援事業その他必要な情報の提供をしなければ
告示第八の六	保育	保育並びに子育て支援事業
告示附則第3項	園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において	保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所等が不足している事情に鑑み
	都道府県知事	市長
告示附則第4項	第三の一	前項の事情に鑑み、第三の一
告示附則第5項	第三の二	附則第3項の事情に鑑み、第三の二
告示附則第6項	1日につき	附則第3項の事情に鑑み、1日につき
	都道府県知事	市長
告示附則第7項	都道府県知事	市長

(子育て支援事業の提供体制)

第4条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

第5条の見出し中「職員」を「調理員」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

第6条を削る。

第7条第3項を削り、同条を第6条とする。

第8条第2項中「この条において」を削り、同項ただし書中「第22条」を「第16条」に、「熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第45条第7号ア、イ及びカ」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号イ、ロ及びへ」に、「児童福祉施設基準条例第45条第7号」を「同令第32条第8号」に改め、同条第4項から第11項までを削り、同条第12項中「第9項ただし書」を「告示第四の七ただし書」に、「、同項各号」を「同後段」に改め、「規定する設備」の次に「、告示第四の八前段に該当する場合は同後段に規定する設備」を加え、同項を同条第4項とし、同条第13項を同条第5項とし、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（子どもの健康及び安全の確保等）

第11条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する観点から、職員の健康及び衛生管理に配慮しなければならない。

2 認定こども園は、子どもが心身ともに健やかに育成され、豊かな人間性を育むために、家庭及び地域と連携して食育を推進しなければならない。

第12条から第17条までを削り、第18条を第12条とし、第19条から第21条までを6条ずつ繰り上げる。

第22条の見出しを「（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）」に改め、同条中「児童福祉施設基準条例第45条第7号」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号」に、「同号ア」を「同号イ」に、「同号イ及びウ」を「同号ロ」に、「同号カ」を「同号ハ中「施設及び設備」とあるのは「設備」と、同号へ」に改め、同条を第16条とする。

附則第2条の前の見出し及び同条から附則第6条までを削る。

附則第7条中「第8条第11項」を「告示第四の九」に改め、同条を附則第2条とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (提出理由)

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年条例第54号）の施行に伴い、関係条例の規定を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。